被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。）	国共済組合員等期間と平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間

とあるのは、

改正後昭和六十一年経過措置政令第二十五条第二号	月数
改正後昭和六十一年経過措置政令第二十五条第三号	月数
改正後昭和六十一年経過措置政令第二十五条第四号	月数

月数（当該退職共済年金の受給権者が厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金被保険者期間の月数とを合算した月数とする。）		
月数（当該退職共済年金の受給権者が厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金被保険者期間の月数とを合算した月数とする。）		
月数（当該退職共済年金の受給権者が厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金被保険者期間の月数とを合算した月数とする。）		

とする。

3　平成二十四年一元化法附則第二十一条の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四条第一項又は第一項の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号の規定を適用する場合において、平成二十四年一元化法附則第十一条第一項各号に掲げる年金たる給付が次の各号に掲げる年金たる給付であるときは、当該次の各号に掲げる年金たる給付の額の計算の基礎となる期間は、当該各号に定める日の前日までの間、平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済組合員期間とみなされた期間（他の法令の規定により当該旧私立学校教職員共済組合員期間に算入された期間を含む。）とを合算して得た期間（以下この項において「被保険者期間」という。）を有する者（当該被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権を有したことがない者に限る。）であつて、かつ、同日において改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を有していたもの（当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十に満たない者に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当した者については、平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者とみなして、同条及び前条の規定を適用する。

一　施行日以後の第一号厚生年金被保険者期間に基づき、当該老齢厚生年金の額が平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十三条第三項の規定により改定されたとき。

二　改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬の改定又は決定が行われたことにより、当該老齢厚生年金又は当該年金たる給付の額が次に掲げる規定により改定されたとき（当該標準報酬の改定又は決定が行われたことにより、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を取得する場合を除く。）。

イ　厚生年金保険法第七十八条の十第一項

ロ　なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十第一項

ハ　なお効力を有する改正前地共済法第百七条の四第一項

ニ　なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の十第一項

三　改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の決定が行われたことにより、当該老齢厚生年金又は当該年金たる給付の額が次に掲げる規定により改定されたとき（当該標準報酬の決定が行われたことにより、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を取得する場合を除く。）。

イ　厚生年金保険法第七十八条の十八第一項

ロ　なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十四第一項

ハ　なお効力を有する改正前地共済法第百七条の八第一項

ニ　なお効力を有する改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の十四第一項

第七款　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る給付に関する規定の適用等に関する事項

（平成二十四年一元化法附則第二十二条の政令で定める法律）

第六十八条　平成二十四年一元化法附則第二十二条に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　昭和六十年改正法

二　平成六年改正法